

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年5月9日
【報告者の名称】 明星電気株式会社
【報告者の所在地】 東京都文京区小石川二丁目5番7号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【最寄りの連絡場所】 群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
【電話番号】 0270 32 1105
【事務連絡者氏名】 財務部長 羽根木 武
【縦覧に供する場所】 明星電気株式会社
(群馬県伊勢崎市長沼町2223番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社IHI
所在地 東京都江東区豊洲三丁目1番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年5月8日開催の取締役会において、株式会社IHI（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を通じて公開買付者が当社株式を取得すると同時に、当社と公開買付者との間において本日締結することを決議した、業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）に基づく公開買付者との業務提携を推進することが、今後の当社の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。一方で、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）に関しては、最終的には公開買付者と応募合意株主（以下(2)に定義します。）との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も当社株式の上場が維持されることが見込まれるため、当社株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成24年5月8日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式を取得し、当社を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。公開買付者は、本公開買付けに際し、当社の筆頭株主である有限会社ディー・エス・エムインベストメンツラムダ（以下「ラムダ」といいます（注1）。）（保有株式数：38,575,000株、当社が平成24年3月22日に提出した主要株主の異動に係る臨時報告書に記載された発行済株式総数132,796,338株に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：29.05%（小数点以下第三位四捨五入、以下所有割合について同じとします。）、当社の大株主である大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「大和PI」といいます（注1）。）（保有株式数：21,484,000株、所有割合：16.18%）及び当社の大株主である日本電気株式会社（以下「日本電気」といいます。）（保有株式数：16,759,772株、所有割合：12.62%）との間で、平成24年5月8日付でそれぞれ応募契約（以下「応募契約書」と総称します。）を締結し、ラムダ、大和PI及び日本電気（以下「応募合意株主」といいます。）が保有する当社株式の全て（保有株式数の合計：76,818,772株、所有割合：57.85%）を応募することに合意しているとのことです。応募契約書の内容については、後記「（6）公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。なお、本公開買付け価格である1株当たり90円は、公開買付者と応募合意株主との協議・交渉を経て決定した価格とのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を66,399,000株（所有割合：50.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（66,399,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における公開買付者による所有割合が過半数となるように設定しているとのことです。他方、公開買付者は、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を67,720,000株（所有割合：51.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（67,720,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。なお、公開買付者は応募合意株主との間で、応募合意株主が保有する当社株式の全て（保有株式数の合計：76,818,772株、所有割合：57.85%）を応募することに合意しているとのことですが、当該保有株式数の合計（76,818,772株）は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（67,720,000株）を上回っております。（注1）ラムダと大和PIは、当社株式について共同で議決権を行使する緊密な関係にあるとのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程

公開買付者は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年（嘉永6年）創業の総合重工業会社です。

2009年（平成21年）5月に制定した「IHIグループビジョン」において、公開買付者グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」、「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術を中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさや安全・安心を提供するグローバルな企業グループとなる」と決めました。

このような視点に基づいて、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。また、公開買付者の事業基盤の一つである「船舶・社会基盤・セキュリティ」事業のうち、「セキュリティ分野」につきましては、「抗体医薬、交通セキュリティ、防衛システムなど安全・安心を実現する事業を展開する。」を目標とし、今後の成長分野と位置付けてその拡大を図っております。

公開買付者のみでなく関係会社も含めたグループ全体では、免震床・制振装置、踏み切り監視用レーザーレーダ、X線貨物検査装置及び入退出管理システム等、多様なセキュリティ関連製品を販売しております。ただ、今後この分野のさらなる成長を図るためには、技術基盤と製品群のさらなる拡大、特にセンシング（注2）と通信・制御技術のさらなる強化が必要と考えられているとのことです。

当社は環境計測、防災システム、特機、宇宙関連及び制御システムを事業基盤とする1938年（昭和13年）設立の電気通信会社で、平成24年3月期において売上高9,025百万円（前事業年度比12.3%増）、当期純利益1,456百万円（前事業年度比35.4%増）を記録（ただし、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けたものではありません。）し増収増益を達成しております。現在、当社は、防災や減災の一翼を担う会社として東日本大震災被災地における津波観測施設の更新や計測震度計の機能強化などに全力で取り組んでおり、また、次なる成長のため、企業理念の改定や中期経営目標の設定を行い、「水中から宇宙まで」をカバーする世界のトータルソリューションプロバイダーを目指し、新しいお客さまの獲得や新規市場の開拓に取り組んでおります。当社の事業に目を向けますと、特に高層気象向けラジオゾンデや地上気象向けアメダスに代表される各種気象計測等の環境計測事業、地震観測・警報等の防災システム事業、及び「はやぶさ」搭載蛍光X線分析装置や「かぐや」搭載ハイビジョンカメラに代表される衛星観測機器・ロケット計測機器等の宇宙関連事業においては高い技術力と製品開発力を有しており、競争力を有する独自製品を販売しています。これらの優れた製品群があるとはいえ、その事業規模から一般企業に対する販売拡大や海外進出を短期間で実現するためには、有力なパートナー企業が必要と考えておりました。

上記の背景を踏まえ、当社及び公開買付者は平成23年10月頃より両社の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、公開買付者グループのセキュリティ事業と当社の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには公開買付者の子会社である株式会社IHIエアロスペースの宇宙関連事業と当社の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関する協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、公開買付者グループの社会基盤事業と当社の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。そこで、公開買付者は、本公開買付けにより当社を公開買付者の連結子会社とし、強固なパートナーとなることが、両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成24年5月8日の公開買付者の取締役会において本公開買付けの実施を決議したとのことです。

(注2) センシングとは、セキュリティに関わる目的に応じて、変位や速度に代表される物理量を、電磁波・光・音波等を応用した機器で測定し、対象の状態や変化を感知する技術をいいます。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、平成23年8月の減資により過去最大で110億円あった累積損失を解消すると同時に、平成24年6月には1株当たり1.5円の配当を実施する予定にしており、経営再建を無事完了することができました。今後は、当社の新たな成長を実現すべく、新商品の開発、新規市場・新規顧客の開拓及びビジネスパートナーとの新たな協業などにより積極的な事業展開を実現することが課題となっております。

このような状況の下、前記「公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程」に記載したシナジー効果等に鑑み、当社と公開買付者の協業は、当社の事業戦略及び企業成長の実現の可能性を高めるものであり、非常に意義のあるものと考えられます。また、当社は、上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、公開買付者グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えております。

以上を踏まえ、当社は、平成23年10月頃から、公開買付者との間で、両社の企業価値向上及び本業務提携契約について協議をしてまいりました。その結果、当社と公開買付者は、両社間で本業務提携契約を締結した上で、公開買付者が当社を連結子会社化し、両社にてシナジーを創出していくことが、両社の企業価値の向上にとって有益であるとの認識において一致するに至りました。

当社の取締役会は、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言を踏まえた上で、公開買付者に対し、本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後の当社の経営方針等を確認するなど、慎重に検討を行った結果、当社の収益の拡大が実現でき、当社株主の皆様にとっての株主価値の向上にも寄与するものであると判断し、本公開買付けに賛同意見を表明することを決議いたしました。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したのではなく、そのため、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定しているとのこと。当社取締役会は、本公開買付け価格に関しては、最終的には公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も上場が維持されることが見込まれるため、当社株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議しております。

本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付けに際し、平成24年5月8日付で公開買付者との間で本業務提携契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、本業務提携契約に基づく公開買付者との業務提携を推進していく予定です。本業務提携契約の内容については、後記「(7) 公開買付者と当社との間における重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに関し実施した措置（利益相反を回避するための措置等）

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、公開買付者と応募契約書を締結している大和PIの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行なっております。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、当社の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち2名全員（うち社外監査役1名）が出席し、上記の当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。三井住友信託銀行は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の価値算定を行い、公開買付者は、平成24年5月7日付で三井住友信託銀行より株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、三井住友信託銀行から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：	91円から98円
類似会社比較法：	50円から142円
DCF法：	49円から95円

市場株価平均法では、平成24年5月7日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値（93円）、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（94円）、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（98円）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（91円）を基に、当社の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を91円から98円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を50円から142円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を公開買付者において勘案した当社の将来の収益予想を前提として、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値を49円から95円までと算定しているとのことです。

公開買付者は、三井住友信託銀行から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との間の当社株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を90円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格90円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年5月7日の東京証券取引所における当社株式の終値93円に対して3.23%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値94円（小数点以下四捨五入）に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値98円（小数点以下四捨五入）に対して8.16%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値91円（小数点以下四捨五入）に対して1.10%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

また、本公開買付価格90円は、本書提出日の前営業日である平成24年5月8日の東京証券取引所における終値94円に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントを行った金額となります。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けております。

(4) 本公開買付け後の組織再編方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、公開買付者は当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するものであり、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は67,720,000株（所有割合：51.00%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後においても、当社株式の上場は維持される予定です。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、公開買付者より、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けにあたり、平成24年5月8日付で、（イ）ラムダ及び大和PIとの間の応募契約書（以下「応募契約書（ラムダ及び大和PI）」といいます。）、（ロ）日本電気との間の応募契約書（以下「応募契約書（日本電気）」といいます。）をそれぞれ締結したとのことです。これらの応募契約書は大要以下のとおりとのことです。なお、応募合意株主が保有する当社株式の合計（76,818,772株）は本公開買付けにおける買付予定数の上限（67,720,000株）を上回っていることから、本公開買付けにおいて応募合意株主の保有する当社株式を全て売却することはできません。ラムダ及び大和PIは、あん分比例によりラムダ及び大和PIに返還される当社株式について、本公開買付けの終了後、投資会社として適宜売却により投資回収を図る方針であるとのことですが、現状、時期・方法等具体的に決まっていることはないとのことです。また、日本電気は、あん分比例により日本電気に返還される当社株式の処分方針について、現状特に決定している事項は存在しないとのことです。

イ 応募契約書（ラムダ及び大和PI）

ラムダ（保有株式数：38,575,000株、所有割合：29.05%）及び大和PI（保有株式数：21,484,000株、所有割合：16.18%）は、その保有する当社株式の全部を本公開買付けに応募する。ただし、ラムダ及び大和PIによる本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、応募契約書（ラムダ及び大和PI）締結日から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）開始日までのいずれの時点においても、公開買付者の表明及び保証（）設立の適法性及び存続の有効性、（）応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、（）応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、（）応募契約書（ラムダ及び大和PI）の法的拘束力及び強制執行可能性、（）本公開買付けに関する十分な買付資力の存在）の違反が存在しないこと、公開買付者の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務、公開買付者の誓約事項（本公開買付けの条件変更を行う場合、（）ラムダ及び大和PIに対して、当該条件変更の内容及び理由について書面で事前通知すること、（）ラムダ及び大和PIの合理的な要請がある場合には、誠実に協議に応じること、（）当該条件変更が公開買付期間を延長する内容のものである場合には、ラムダ及び大和PIの書面での事前同意を取得すること（公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならない事由が生じた場合において、訂正届出書の提出に伴い公開買付期間を延長しなければならないとき及び応募契約書（ラムダ及び大和PI）締結日から公開買付期間終了日までの間に、当社株式を対象とする本公開買付けに対抗する公開買付けが行われた場合を除く。））を遵守する義務）について重大な違反が生じていないこと、ラムダ及び大和PIが、当社に係る未公表の法第166条第2項に定められる業務等に関する重要事実を法第166条第1項各号又は同条第3項に定めるところにより認識していないこと（ただし、その応募対象株式の応募が法第166条第6項第7号に該当する場合を除く。なお、公開買付者並びにラムダ及び大和PIは、応募契約書（ラムダ及び大和PI）の締結時において、かかる重要事実を認識していないことを相互に確認しているとのことです。）、当社において、本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議（以下「賛同決議」といいます。）がなされていることを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、ラムダ及び大和PIは応募対象株式を応募する義務を負わない（ただし、ラムダ及び大和PIは、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできる。）。ラムダ及び大和PIは、本公開買付けが成立した場合であって、平成24年6月開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したものに付き議決権を有するときは、本応募契約に基づき、本定時株主総会における当該議決権の行使について公開買付者の指示に従う。なお、ラムダ及び大和PIは、本公開買付けにより公開買付者が取得した当社株式以外の当社株式に係る本定時株主総会における議決権その他の株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができる。

ロ 応募契約書（日本電気）

日本電気（保有株式数：16,759,772株、所有割合：12.62%）は、その保有する当社株式の全部を本公開買付けに応募する。ただし、日本電気による本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、応募契約書（日本電気）締結日から公開買付期間開始日までのいずれの時点においても、公開買付者の表明及び保証（公開買付期間開始日及び本公開買付けの決済の開始日における、（）設立の適法性及び存続の有効性、（）応募契約書（日本電気）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、（）応募契約書（日本電気）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、（）応募契約書（日本電気）の法的拘束力及び強制執行可能性）の違反が存在しないこと、公開買付者の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務）について重大な違反が生じていないことを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、日本電気は応募対象株式を応募する義務を負わない（ただし、日本電気は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできる。）。

日本電気は、本公開買付けが成立した場合であって、本定時株主総会において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したのものにつき議決権を有するときは、本応募契約に基づき、本定時株主総会における当該議決権の行使について公開買付者の指示に従う。なお、日本電気は、本公開買付けにより公開買付者が取得した当社株式以外の当社株式に係る本定時株主総会における議決権その他の株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができる。

(7) 公開買付者と当社との間における重要な合意に関する事項

公開買付者及び当社は、両者の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、公開買付者による本公開買付けを円滑に実施し、当社と公開買付者間の業務提携関係を推進することを目的として、平成24年5月8日（以下「本締結日」といいます。）付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本書提出日現在、当社において、下記口に掲げる事項を行う予定はなく、公開買付者及び当社の間で同事項に関し合意している事項はありません。

イ 本公開買付けへの賛同等

当社は、本締結日付で、賛同決議を行い、公開買付者による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議について公表を行う。ただし、本公開買付価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。

当社は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合には、公開買付期間の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付期間が終了するまでの間、当社が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、公開買付者との間で誠実に協議する。当社は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反となる可能性があるると合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。

当社は、公開買付者との協議に基づき、本定時株主総会に提出する議案を決定する。また、当社は、公開買付者が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名を取締役に選任するための議案及び公開買付者が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。

ロ 重要事項の決定

当社は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。当社は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、公開買付者の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等当社株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場合には、事前に公開買付者と誠実に協議を行う。

ハ 業務提携

当社及び公開買付者は、セキュリティ事業に関する連携、宇宙事業に関する連携、その他当事者間が別途合意する事項に関する業務提携を行う。提携の具体的内容は当事者間で協議・検討を行うものとする。

二 当社の経営体制等

当社は、本定時株主総会終結後は、公開買付者の事前の書面による同意がない限り（ただし、公開買付者はかかる同意を不合理に留保又は拒絶しない。）、株式等の募集等公開買付者の議決権割合又は持株割合を希釈化させるおそれのある行為を行わず、また、あらかじめ公開買付者に通知を行い、それに基づいた協議をしない限り、自ら又はその子会社をして、その他口に掲げる事項を行わず、かつ行わせない。

ホ 役員 の派遣等

公開買付者は、当社の取締役の総数に、公開買付者の当社に対する議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で、当社の取締役候補者を指名することができる。当社は、公開買付者による取締役候補者の指名がなされた場合には、その後最初に開催される株主総会において、当該指名に係る者を取締役に選任するための議案を提出する。

ヘ 本業務提携契約の有効期間及び終了

本業務提携契約は、本締結日付で効力を生ずる。ただし、八乃至ホについては、本公開買付けが成立し、その決済が完了した時点で効力を生ずる。

本業務提携契約は、（ ）本公開買付けが平成24年5月31日までに開始されなかった場合、（ ）本公開買付けが撤回された場合、（ ）本公開買付けが成立せず、又は平成24年7月25日までに本公開買付けの決済が完了しなかった場合には、当事者間で別途書面により合意した場合を除き、自動的に終了する。

当社及び公開買付者は、相手方について、（a）本業務提携契約上の重要な義務の違反があった場合、（b）重大な法令違反があった場合、（c）支払停止、債務超過となった場合、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の開始の申立があった場合、（d）手形交換所の取引停止処分を受けた場合、（e）裁判所が仮差押、仮処分、差押又は競売手続開始決定を行い、当該決定が事業に重大な悪影響を及ぼす場合、（f）その他、本業務提携契約を継続し難い重大な事由が発生した場合には、相手方に対して書面で通知することにより、本業務提携契約を直ちに解約することができる。

当社及び公開買付者は、本公開買付けの決済が行われた後、公開買付者の当社に対する議決権保有割合が20%以下となった場合は、本業務提携契約の変更又は終了について誠実に協議する。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
上澤 信彦	代表取締役社長		100,000	100
小谷 雅博	常務取締役		50,000	50
柴田 耕志	取締役	技術開発本部長	4,000	4
齋藤 隆	取締役	営業本部長	20,000	20
寺竹 成史	取締役			
岩瀬 政博	監査役（常勤）		6,000	6
入澤 武久	監査役			
中村 明弘	監査役			
計			180,000	180

- （注） 1 取締役寺竹成史は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2 監査役入澤武久及び中村明弘は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3 所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

- 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】
該当事項はありません。
- 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】
該当事項はありません。
- 7 【公開買付者に対する質問】
該当事項はありません。
- 8 【公開買付期間の延長請求】
該当事項はありません。

以上